

北上地区消防組合訓令第1号

管理者部局

北上地区消防組合公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月9日

北上地区消防組合
 管理者 北上市長 高橋敏彦

北上地区消防組合公印規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合公印規程（昭和51年北上地区消防組合訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前								改正後							
別表（第3条、第4条関係）								別表（第3条、第4条関係）							
種類	名称	ひな型	印材	大きさ (ミリメートル)	個数	使用区分	管 守 責任者	種類	名称	ひな型	印材	大きさ (ミリメートル)	個数	使用区分	管 守 責任者
[略]								[略]							
職 印	北上地区 消防組合 消防長印	8	つげ	方 21	1	消防長名 をもつて する文書	消 防 次 長	職 印	北上地区 消防組合 <u>消防本部</u> 消防長印	8	つげ	方 21	1	消防長名 をもつて する文書	消 防 次 長
[略]								[略]							

別表 2 (第 3 条、第 4 条関係)

公印ひな型

1 ~ 7 [略]

8

北上地区
消防組合
消防長印

10 ~ 11 [略]

別表 2 (第 3 条、第 4 条関係)

公印ひな型

1 ~ 7 [略]

8

北上地区
消防組合
消防本部
消防長印

10 ~ 11 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。